

## 福岡県バス対策協議会 議事概要（案）

1. 日 時：令和 7 年 6 月 25 日(水) 10:00～10:45

2. 場 所：福岡県庁 行政特別西会議室

3. 出席者：福岡県バス対策協議会委員 7 名

福岡県企画・地域振興部交通政策課長（会長）、

九州運輸局福岡運輸支局長（副会長）、福岡県市長会事務局長、福岡県町村会事務局長、

一般社団法人福岡県バス協会会長、

公益社団法人福岡県老人クラブ連合会常務理事兼事務局長、

福岡県公立高等学校 PTA 連合会事務局長

※一般社団法人福岡県バス協会は代理出席

### 4. 内 容

#### （１）議案第 1 号 「福岡県交通ビジョン 2022（福岡県地域公共交通計画）」（案）について

・・・本案を国に申請することについて承認

##### ○事務局からの説明

・資料 1－①、資料 1－①（補足資料）、資料 1－②、参考資料①に基づき、「福岡県交通ビジョン 2022（福岡県地域公共交通計画）」（案）の概要等について、事務局から説明。

##### ○議案第 1 号についての意見

・なし

#### （２）議案第 2 号 福岡県バス対策協議会運営要領の改正について

・・・改正について承認

##### ○事務局からの説明

・資料 2－①～③に基づき、福岡県バス対策協議会運営要領の改正の概要等について、事務局から説明。

##### ○議案第 2 号についての意見

（委員）

輸送サービスの内容の変更に係る申し出について、申し出が変更予定日の 6 月前に満たない場合の市町村の書面による同意を廃止したことについて、詳細にお伺いしたい。

市町村の同意の手続きを行わないとのことであるが、その結果、市町村の方で問題は生じないのか。

(事務局)

これまで、事業者が輸送サービス内容の変更を6月前までに申し出ることが難しい場合、市町村の書面による同意を求めている。しかし、道路運送法上の国への届出の期限は30日前と定められており、県として法に基づく手続き以上の負担をお願いしている状況であった。

今回の改正では、市町村における代替交通の検討期間などを考慮し、6月前の申し出を基本としつつ、6月を切った場合でも、市町村から「同意書」という形式での提出が難しいという意見や、事業者側からも市町村が提出困難な同意書の添付は難しいという意見があったことを踏まえ、書面による同意書の提出は求めないこととした。

その代替として、ブロック別地区協議会の開催を必須とし、協議の中で市町村の意向を確認するという趣旨である。

(委員)

新旧対照表について、旧要領に下線が引いている事項について、新要領に対応の事項がない場合は、削除されているという理解でよいのか。また、福岡運輸支局との調整は行っているのか。

(事務局)

削除されている事項もあるが、例えば旧要領における第2条(1)～(5)については、新要領の様式の記載事項にする等の対応をとっているものもある。

運営要領については、国への届出とは別に県に申し出を行っていただくものになるため、福岡運輸支局と特段の調整は行っていない。本運営要領は福岡運輸支局への届出に際し、事前に県への手続きを行うことで、沿線市町村が代替手段を検討しやすくすることを主な目的としているものであり、福岡運輸支局に対する手続き自体に変更はない。

### (3) 報告第1号 バス路線の廃止申出状況について

#### ○事務局からの説明

- ・資料3-①、資料3-②に基づき、令和6年度のバス路線廃止申出状況について事務局から説明。

#### ○報告第1号についての意見

(委員)

「南福岡線」と「大橋～福翔線」については、土曜日1便の運行のみの路線を廃止と説明があったが、そもそも何のために土曜日1便のみ運行しているのか。

(事務局)

路線については、各事業者で考えられて運行しているため、県の方にどういう理由で走らせているか、そういった細かい事情まですべては把握できていないが、両路線については、西日本鉄道

桜並木駅開業の際に、路線のほとんどを新駅経由に振り替えた、旧系統の路線であると認識している。

(委員)

基本的なこととなるが、乗合バスとコミュニティバスの差異について、改めて説明をお願いしたい。

(会長)

実態としては乗合バス事業者に委託、補助という形で運営しているものが多いが、市町村が運営しているものを指して、コミュニティバスと呼んでいる。

(委員)

コミュニティバスは、先ほどの国庫補助申請の対象とはならないという理解でよいか。

(事務局)

資料１-①(補足資料)で説明すると、系統番号３４みやわか線、系統番号５５～５７山らいう線、相らんど線、今回新規で追加となった系統番号５８宮若・宗像線については、複数市町村を跨ぐ路線としてコミュニティバスであるが、幹線系統として補助対象路線となっている。

(会長)

つまり、乗合バスの中に市町村が運営するコミュニティバスが入っているという理解でよいか。

(事務局)

そのとおりである。市町村が運営の主体となっている路線バスのことをコミュニティバスと呼んでいるが、コミュニティバスに明確な定義があるわけではない。

#### (４) その他

なし